

平成 27 年度第 1 回宍粟市地域公共交通会議次第

平成 27 年 6 月 25 日 (木)
午後 1 時 30 分～
宍粟市役所 3 階庁議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委嘱状の交付

4. 宍粟市地域交通会議の規約の説明

5. 宍粟市地域公共交通会議委員の紹介

6. 報 告

- (1) コミュニティバス利用実績について (H26. 4～H27. 3)

7. 議 事

- (1) 平成 27 年度生活交通ネットワーク計画 (案) について
- (2) 公共交通再編後の運行について
 - ・宍粟市公共交通再編計画概要説明
 - ・市外連絡路線ルート (バス停込)、ダイヤ

8. その他

次回 7 月下旬予定

9. 閉 会

平成27年度第1回宍粟市地域公共交通会議
構成員・出席者名簿

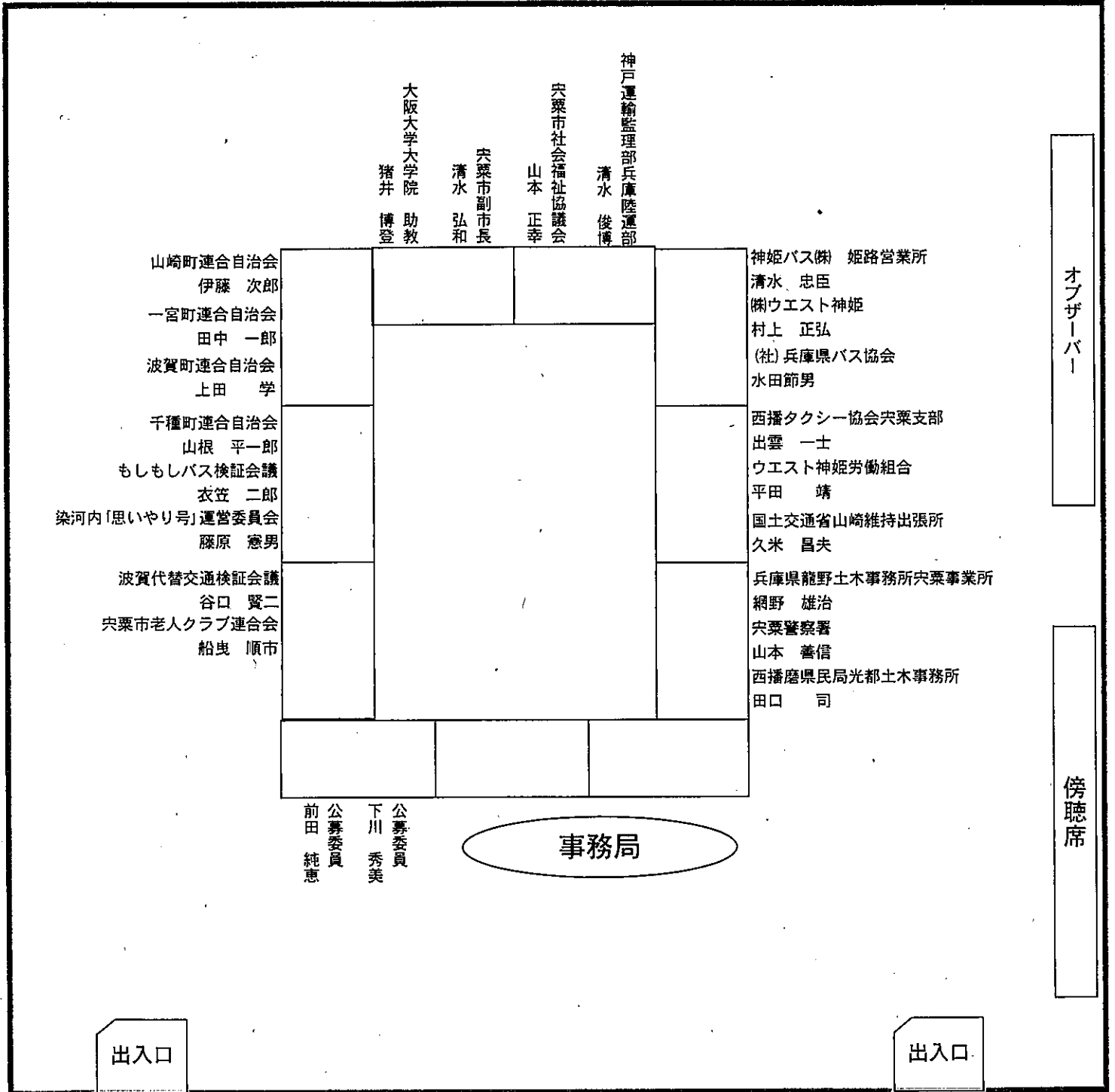
構 成 員			出 席 者	
所 属	役 職	氏 名	役 職	氏 名
宍粟市	宍粟市副市長	清水弘和	同左	清水弘和
住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局長	山本正幸	同左	山本正幸
学識経験者	大阪大学大学院 助教	猪井博登	同左	猪井博登
住民代表	宍粟市連合自治会 (山崎町連合自治会 代表)	伊藤次郎	同左	伊藤次郎
住民代表	宍粟市連合自治会 (一宮町連合自治会 代表)	田中一郎	同左	田中一郎
住民代表	宍粟市連合自治会 (波賀町連合自治会 会長)	上田 学	同左	上田 学
住民代表	宍粟市連合自治会 (千種町連合自治会 代表)	山根平一郎	同左	山根平一郎
住民代表	もしもしバス検証会議代表	衣笠二郎	同左	衣笠二郎
住民代表	染河内「思いやり号」運営委員会会長	藤原憲男	同左	藤原憲男
住民代表	波賀代替交通検証会議代表	谷口賢二	同左	谷口賢二
住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	船曳順市	同左	船曳順市
住民代表	公募委員	前田純恵	同左	前田純恵
住民代表	公募委員	下川秀美	同左	下川秀美
バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	魚谷 観	神姫バス(株) 姫路営業所副所長	清水忠臣
バス事業者代表	(株)ウエスト神姫業務部部长	村上正弘	同左	村上正弘
バス事業者団体代表	社団法人兵庫県バス協会専務理事	中澤秀明	社団法人兵庫県バス協会総務部長	水田節男
タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出雲聖士	西播タクシー協会宍粟支部	出雲一士
労働団体代表	ウエスト神姫労働組合執行委員長	平田 靖	同左	平田 靖
道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川 国道事務所山崎維持出張所長	久米昌夫	同左	久米昌夫
道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所課長 (道路担当)	網野雄治	同左	網野雄治
公安委員会	宍粟警察署交通課長	山本善信	同左	山本善信
神戸運輸監理部	兵庫陸運部 首席運輸企画専門官(輸送)	清水俊博	同左	清水俊博
兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐	田口 司	同左	田口 司

「宍粟市地域公共交通会議」配席図

日時：平成 27 年 6 月 25 日（木）

午後 1 時 30 分から

場所：宍粟市役所 3 階 庁議室



宍粟市地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 少子高齢化の進行により地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取または協議することを目的とする。

(設置)

第2条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、宍粟市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(事務所)

第3条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

(所掌事務)

第4条 交通会議は、次に掲げる事項に基づく意見聴取または協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関する事
- (2) 公共交通再編計画に関する意見聴取
- (3) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事
- (4) 市町村有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事
- (5) 過疎地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事
- (6) 連携計画の変更協議に関する事
- (7) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事
- (8) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事
- (9) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事
- (10) 前9号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第5条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(役員)

第6条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前6項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行うため、必要に応じ交通会議

に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

宍粟市生活交通ネットワーク計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画)

(名 称) 宍粟市地域公共交通会議

(代表者名) 会長 清水 弘和

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

宍粟市コミュニティバス「はちはちバス」(皆木～(齊木)～エーガイヤちくさ)は、中高一貫教育を行っている千種高校への通学手段及びへき地医療を担う波賀診療所・千種診療所への通院や買い物等の日常生活を支える移動手段として運行している。そのため、当該地域にとって本系統は必要不可欠であり、本系統の運行を確保・維持することで地域の活性化を図ることを目的として本計画を策定する。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

コミュニティバスの路線維持の考え方を次のとおりとする。

利用者数 : 1便当たり1.5人以上の利用者数

(2) 事業の効果

- ① 地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保
- ② 高校生の通学手段の確保
- ③ 民間バス路線との連携によるネットワークの構築
- ④ 財政負担に配慮した持続可能な交通体系の実現

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 運行系統の概要

① 運行ルート

皆木～メイプル福祉センター～齊木～千種高校東門前～エーガイヤちくさ

② 地域間幹線系統との接続バス停留所

皆木(宍粟市波賀町)、千種(宍粟市千種町)と接続

③ 運行日

月～金曜日(祝日及び8月13日～8月15日と12月29日～1月3日は運休)

④ 運賃

160円～580円

⑤ 車両

小型バス車両(10人乗りワゴン車)

(2) 運行予定者

株式会社ウエスト神姫

4. 地域公共交通確保維持費に係る費用の算入、負担者及びその負担額	
別表2のとおり	
5. 補助金の交付を受けようとする協賛事業者等の名称	
(株)ウエスト神姫	
6. 補助を受けようとする手段に係る利用状況等の具体的な測定手法	
該当なし	
7. 別表4及び別表4-1の補助費等の算入に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた路線の概要	
該当なし	
8. 別表4及び別表4-1の補助費等の算入に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に於ける生活圏が整備されている」と認められた市町村の一覧	
該当なし	
9. 地域公共交通確保維持費を行う地域の概要	
表5のとおり	
10. 車両の取得に係る目的・必要性	
※車両の取得を行わないため記載しない	
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	
※車両の取得を行わないため記載しない	
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
※車両の取得を行わないため記載しない	
13. 宅行化の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持費における収支の改善に係る計画	
※車両の取得を行わないため記載しない	
14. 協議会の開催状況と主な議論	
<p>平成26年度においては4回会議を開催し、利用実績の検証・検討を定期的に行っている。</p> <p>また、計画内容については、第1回宍粟市地域公共交通会議において説明・協議・承認（平成27年6月25日）。</p>	
15. 利用者等の意見の反映状況	
<p>会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。</p>	
16. 協議会メンバーの構成	
住民の代表	<p>山崎町連合自治会、一宮町連合自治会</p> <p>波賀町連合自治会、千種町連合自治会</p> <p>老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会</p> <p>もしもしバス検証会議、染河内「思いやり号」運営委員会</p> <p>波賀代替交通検証会議</p> <p>公募委員</p>
学識経験者	大阪大学大学院 助教
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する	神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫

団体の代表	西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	(株)ウエスト神姫労働組合
道路管理者	国土交通省、兵庫県
公安委員会	宍粟警察署
神戸運輸監理部長及びその指名する職員	神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官
兵庫県の関係職員	兵庫県西播磨県民局光都事務所所長補佐
宍粟市副市長	宍粟市副市長
17. 地域整備推進事業計画の取組を受け、地域公共交通確保推進事業の特例を受ける場合、対応とする 系統について、利用促進に向けた包括的かつ計画的な取組の内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制 並びに当該系統の輸送量の増加目標	
該当無し	

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内ファイ ダーの別	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	幹 線特 例措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			基準にて該 当する要件
						乗合バス 型/デマ ンド型の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統 等と接続確保策	
兵庫県 中央市 (H28)	(株)ウエスト神姫	皆木~(芥木)~エーガ イヤちくさ	地域内 ファイダー	3,073	無	乗合バス	①、②(1)	地域間幹線系統の 安賀及び干種の停 留所と接続	③
合 計				3,073					

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークどどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人~150人の系統については「2」を記載する。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名 株式会社ウエスト神姫

28年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	329,824 千円	営業外収益	5,136 千円	経常収益(イ)	334,960 千円	
	営業費用	546,457 千円	営業外費用	3 千円	経常費用(ロ)	546,460 千円	
	営業損益	▲ 216,633 千円	営業外損益	5,133 千円	経常損益	▲ 211,500 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)					2,311,784.1 km	経常収支率	61.29% %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	338,255 千円	営業外収益	1,581 千円	経常収益(イ)	339,836 千円	
	営業費用	543,574 千円	営業外費用	308 千円	経常費用(ロ)	543,882 千円	
	営業損益	▲ 205,319 千円	営業外損益	1,273 千円	経常損益	▲ 204,046 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')					2,291,275.7 km	経常収支率	62.48% %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送						
	営業収益	321,365 千円	営業外収益	1,627 千円	経常収益(イ')	322,992 千円	
	営業費用	548,806 千円	営業外費用	227 千円	経常費用(ロ')	549,033 千円	
	営業損益	▲ 227,441 千円	営業外損益	1,400 千円	経常損益	▲ 226,041 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')					2,291,866.1 km	経常収支率	58.82% %

(補助対象事業者の「基準期間」[※]を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
北近畿	239円55銭	237円37銭	236円38銭	-0.66 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
北近畿	234円.82銭	386円.00銭	234円.82銭	144円.89銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗入れ部分以 外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)) \div チール	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	チール				
北近畿	1	エーガイヤちく さ~菅木	エーガイ ヤちくさ	ノルルヒセン ノ 菅木	菅木	243 日	972 回	往 14.9km (平均) 復 14.9km	14.9km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.00%	28,965.6km
合計		系統						往 14.9km 復 14.9km	14.9km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		28,965.6km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はノのうち いずれか少ない ほうの額)
		ヘ×ラ以下の額:ワ	ト	ト×ラ以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
北近畿	1	6,801,702 円	22円.58銭	654,043 円	6,147,659 円	6,147,659 円	6,147 千円	3,073.5 千円		
合計		6,801,702 円		654,043 円	6,147,659 円	6,147,659 円	6,147 千円	3,073. 千円	10173千円	3,073 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム=ラーウ	ウの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北近畿	1	6,147,659 円													
合計		6,147,659 円	3,074,659 円	円	%	円	100 %	円	%	円	%				

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{((f+e)-1)+(g+f-1)}{+2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1+(h+2)) = \text{ノ}$
北近畿	1	17.円18銭	24.円41銭	20.円07銭	12.15 %	22円.58銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者)にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 集合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の集合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自質第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	宍粟市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	35,868
交通不便地域	15,999

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
3,498	旧山崎町	山村振興法
5,096	旧一宮町	山村振興法
4,122	旧波賀町	過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法
3,283	旧千種町	過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

安栗市公共交通再編計画【平日市外連絡路線時刻表(案)】

<R29号線>

発時刻	始発地	行先	備考
7:15	山崎	皆木經由エーガイヤちくさ	
7:55	山崎	横山	
9:10	山崎	皆木經由エーガイヤちくさ	
10:10	山崎	横山	
10:40	山崎	戸倉	
11:10	山崎	皆木經由エーガイヤちくさ	
12:10	山崎	横山	
12:40	山崎	皆木經由エーガイヤちくさ	
13:10	山崎	皆木	
14:10	山崎	横山經由倉床	
14:40	山崎	皆木經由エーガイヤちくさ	
15:10	山崎	原	
15:35	山崎	皆木經由エーガイヤちくさ	
16:05	山崎	横山	※山崎高校発
16:35	山崎	戸倉	※山崎高校発
17:05	山崎	横山經由倉床	※山崎高校発
17:35	山崎	皆木經由エーガイヤちくさ	※山崎高校発
18:05	山崎	皆木經由エーガイヤちくさ	
18:35	山崎	横山	
19:10	山崎	横山	
19:40	山崎	原	
20:10	山崎	横山	
20:30	山崎	皆木	
20:50	山崎	皆木	

<千種線>

発時刻	始発地	行先	備考
7:15	山崎	千種	
8:15	山崎	千種	
10:15	山崎	千種經由西河内	
12:15	山崎	千種經由西河内	
14:15	山崎	千種	
15:15	山崎	千種經由西河内	
16:15	山崎	千種	
17:45	山崎	千種經由西河内	
18:45	山崎	千種	
20:30	山崎	千種	

発時刻	始発地	行先	備考
5:45	皆木	山崎	
5:45	横山	曲里	
6:05	皆木	山崎	
6:21	横山	山崎	
6:45	皆木	山崎	
6:45	戸倉	山崎	※山崎高校行き
7:00	倉床	山崎	※山崎高校行き
7:40	原	山崎	
8:05	エーガイヤちくさ	皆木經由山崎	
8:43	倉床	山崎	
9:05	エーガイヤちくさ	皆木經由山崎	
10:17	横山	山崎	
11:05	エーガイヤちくさ	皆木經由山崎	
12:17	横山	山崎	
12:31	戸倉	山崎	
13:05	エーガイヤちくさ	皆木經由山崎	
14:33	皆木	山崎	
14:47	横山	山崎	
15:05	エーガイヤちくさ	皆木經由山崎	
15:47	横山	山崎	
16:05	エーガイヤちくさ	皆木經由山崎	
17:17	横山	山崎	
17:55	戸倉	皆木	
18:05	エーガイヤちくさ	皆木經由山崎	

発時刻	始発地	行先	備考
5:55	千種	山崎	
6:25	西河内	千種經由山崎	
8:55	千種	山崎	
10:25	千種	山崎	
11:55	千種	山崎	
13:38	西河内	千種經由山崎	
15:55	千種	山崎	
16:38	西河内	千種經由山崎	
17:55	千種	山崎	
19:08	西河内	千種經由山崎	

路線図 (市外連絡路線)

凡例

- 山崎～曲里～横山・倉床
- 山崎～皆木～原・戸倉
- 山崎～皆木～I-GA 仲
- 山崎～I-GA 仲～千種・西河内

